

第5章 事業の将来的展望及び課題

第1節 事業の推進に向けての課題

●史跡の全容解明に向けた調査・研究の継続

これまでの小島陣屋跡の調査・研究によって、大手の通路や御殿の書院など幾つかの施設の様相が明らかになってきた。しかし、石垣の築造年代や外柵形的位置や構造など不明な部分も多く、江戸時代の陣屋の姿の全容解明に向けて、今後とも調査・研究を継続することが重要である。

●石垣と御殿の書院の整備に向けて

陣屋の縄張りを理解する上で重要な石垣は、何度も積み直しや改変が行われ正確な築造年代の特定が困難な状況である。これら石垣の保存と整備に向けては、後世の改変も史跡の歴史の重層性を示す要素として尊重し、展示方法など柔軟な対応をする必要がある。

御殿の書院を史跡内の原位置に移築する場合、文化庁との調整や建築基準法の適用など、多くの検討課題が存在するため、手法や内容については事前に慎重な検討が求められる。また、確実に法手続きを進められるよう計画的にスケジュールを組む必要がある。

●見学者のための便益施設の整備

現在、陣屋への誘導看板や名称表示などのサイン整備が一部で行われているが、史跡を理解するためのガイダンス施設、トイレ、駐車場といった便益施設の整備はほとんど行われていない。見学者の利便性を向上させるため、これらの整備が必要となっている。

●整備に向けた法規制への対応

史跡の整備に向けて、陣屋跡周辺の歴史的雰囲気づくりや環境美化、国道52号から陣屋方向への眺望確保など、周辺景観への配慮も求められる。地域ぐるみの景観まちづくりによる緩やかな景観への配慮のほか、将来的には静岡市景観条例に基づく地域景観資源の指定の検討も考えられる。

史跡周囲の農地や山林は農用地区域に指定されており、転用を伴う整備にあたっては、農用地区域の除外手続きが必要となる。

陣屋跡の東側斜面は急傾斜地危険箇所に指定されており、安全対策の検討が必要である。


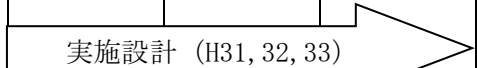
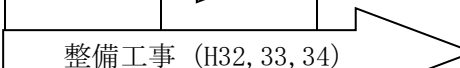
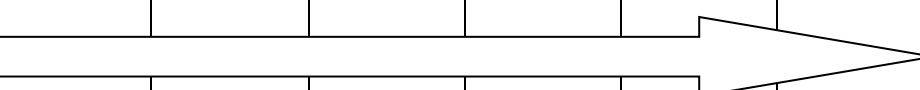
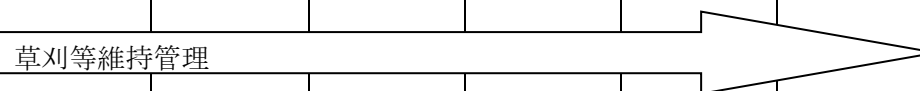
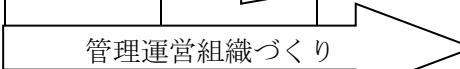
●庁内の他部署との連携

史跡周囲の整備にあたっては、景観形成や見学者のための便益施設整備など、他事業との連携が欠かせない。本事業の推進のためには、都市計画、土木、建築、農業、観光振興など庁内の関係各課が一体となり、事業調整を図る必要がある。

第2節 整備スケジュール

本事業は、平成34年度に史跡公園整備を完了し、平成35年度に供用開始することを目指す。

表13 史跡小島陣屋跡保存整備事業全体スケジュール

	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35～	
公有地化	指定地内は H28 年度に完了							
委員会	 任期2年、委員7名、年3回開催							
史跡整備	基本計画	基本設計	 				供用開始	
発掘調査								
維持管理	 							管理運営開始